

イラク難民救援国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

イラク共和国（以下「イラク」という。）については、1990年8月の同国軍のクウェート国侵攻後、同年11月、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）により採択された決議第678号に基づき、1991年1月、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）を始めとするいわゆる「多国籍軍」がイラクに対する武力行使に踏み切った。同年4月、安保理により採択された決議第687号において、イラクは、大量破壊兵器廃棄を国際的監視の下で無条件に受け入れることを義務付けられるとともに、そのための実地査察に合意することとされ、イラクによる同決議受諾後、停戦が発効し、国際連合イラク特別委員会（以下「UNSCOM」という。）及び国際原子力機関（以下「IAEA」という。）が査察を開始した。

しかしながら、イラクは、査察に対し非協力的態度を継続し、1998年10月、査察への協力を全面的に停止することを決定した。その後、いったんはイラクの協力の下、査察が再開されたが、同年12月15日、UNSCOM委員長からイラク側の完全な協力は得られなかったとの報告書が安保理に提出され、これを受けて同月16日から19日まで米国等によるイラクへの空爆が行われた。

同空爆以降、UNSCOM及びIAEAによる査察が実施されない状況が継続する一方、1999年12月、安保理は、UNSCOMに替わり国際連合監視検証査察委員会（以下「UNMOVIC」という。）を設置することや、イラクが大量破壊兵器の廃棄に協力した場合、経済制裁を一時停止する新たな制度を導入することを含む決議第1284号を採択したが、

イラクはUNMOVICの受入れを拒否した。

昨年1月、米国大統領による一般教書演説を受け、イラクをめぐる緊張が再燃し、同年9月、イラクは無条件の査察受入れを表明し、査察団との間で査察の再開のための実務協議が行われた。同年11月8日、安保理は、イラクに安保理決議の下での武装解除の義務を遵守する最後の機会を与える決議第1441号を全会一致で採択した。これを受けて同月27日から査察が4年ぶりに再開されたが、イラクが武装解除の義務を履行しなかったことから、本年3月20日、米国等は、安保理決議第678号を含む一連の関連安保理決議に基づき、イラクへの武力行使を開始した。この米国等による武力行使の影響を回避すべく、イラクの内外でイラク国民等の大規模な移動が生ずるおそれがあったため、我が国は、同日、「イラク問題に関する対処方針」を閣議決定し、緊急対応策の一つとして被災民の発生に応じた緊急人道支援を実施することとした。

こうした中で、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）から我が国に対し、ヨルダン・ハシェミット王国（以下「ヨルダン」という。）及びシリア・アラブ共和国（以下「シリア」という。）における人道的な国際救援活動のための物資（テント）の提供及び当該物資のヨルダンへの輸送について要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、ヨルダン及びシリアについては、同法第3条第2号に規定する紛争当事者に当たらなかったため、紛争当事者間の停戦合意はそもそも必要とされなかったほか、同号に規定する人道的な国際救援活動が行われることへの同意及び同法第6条第1項第2号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての同意がいずれも得られていた。

これらを踏まえ、我が国は、同月 28 日、「イラク難民に係る物資協力の実施について」、「イラク難民救援国際平和協力業務の実施について」及び「イラク難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成 15 年政令第 123 号）」を閣議決定して、UNHCR からの要請に対して協力することとし、同日、イラク難民救援国際平和協力隊を設置した。

我が国は、以上の経緯をもって、自衛隊の部隊により、輸送分野における国際平和協力業務を実施するとともに、併せて連絡調整要員を現地に派遣し、派遣先国政府その他の関係機関と自衛隊の部隊との間の連絡調整分野における国際平和協力業務を実施した。

2 イラク難民救援国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 輸送業務の概要

渡邊聖夫 1 等空佐以下 50 名の航空自衛隊のイラク難民救援空輸隊（以下「空輸隊」という。）は、政府専用機（B-747）2 機による輸送業務を実施すべく、国際平和協力本部による研修を経て、本年 3 月 30 日に北海道の千歳基地を出発し、途中、輸送物資（テント 160 張（1,600 人分））の積込みのため新東京国際空港（成田）を、また、給油等のためイタリア共和国のレオナルド・ダ・ビンチ国際空港（ローマ）を經由した後、同月 31 日にヨルダンの首都アンマンに到着し、UNHCR 現地事務所へ輸送物資を引き渡した後、レオナルド・ダ・ビンチ国際空港を經由し、4 月 2 日に全員が無事千歳基地に帰還した。

また、空輸隊による業務実施の支援のために、6 名の航空自衛隊の運航支援要員が、ヨルダン及び経由地に先行して到着し、空港等での空輸隊の受入れに必要な業務を実施した。

(2) 連絡調整業務の概要

内閣府から派遣された連絡調整要員 1 名は、国際平和協力本部による研修を経て、本年 3 月 28 日からアンマンにおいて業務を開始し、ヨルダン政府当局、U N H C R 等と空輸隊との間の連絡調整業務に従事した後、4 月 2 日に本邦に帰国した。

連絡調整要員は、空輸隊と密接に協力しつつ、ヨルダン政府当局、U N H C R 等と積極的に接触して、空輸隊が輸送業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な各種情報の収集に努めた。

3 まとめ

我が国が実施した活動は、人道的な救援活動として国際社会が実施しているイラク難民救援のための体制の整備に寄与するものであり、我が国として国際平和のための努力に貢献することができたものと考えている。また、今回の我が国の活動は、U N H C R 等から高い評価を得ており、イラク難民の大規模な流入のおそれがあるヨルダン等に対する協力の観点からも意義深いものがあり、時宜にかなった協力であったと考えている。

今回の国際平和協力業務については、政府専用機による初めての物資輸送であったところ、米国等によるイラクへの武力行使の最中において、短期間での準備により、情勢が不安定化するイラク周辺国に対して行うこととなったが、航空輸送に関する専門的な技術、知識、経験等を蓄積している空輸隊が適切な情報収集を行うとともに、個々の要員の能力及び組織としての力を十分に発揮することにより、効果的かつ安定的に業務を実施し、これを完遂した。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施にかすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づいて協力を進めて

いくこととしたい。